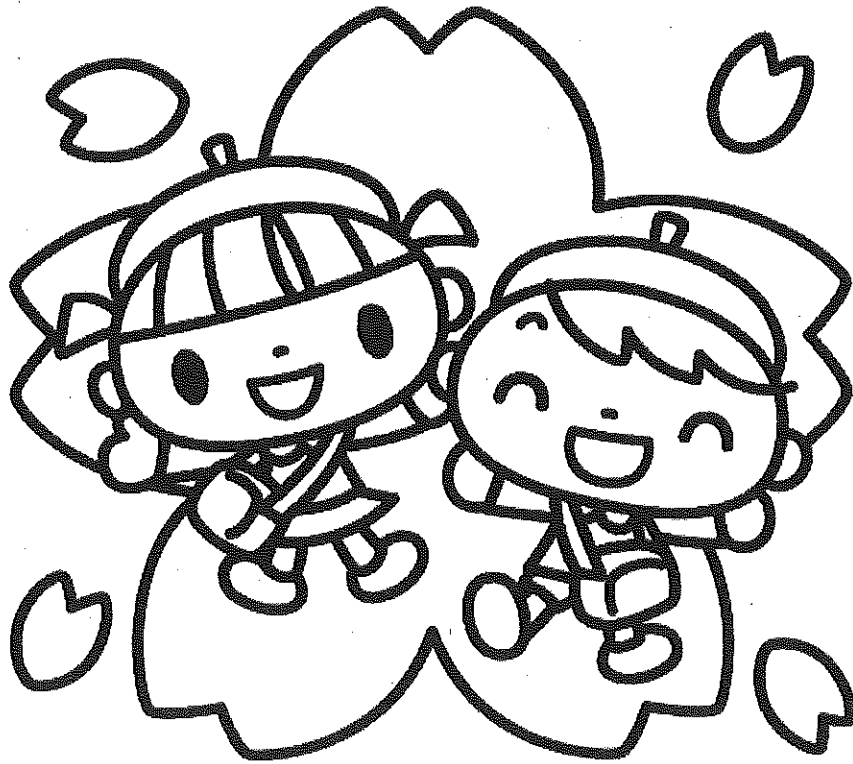


令和7年度

入園のしおり



東栄町立とうえい保育園

主な年間予定と一日の流れ

月	日	行事内容	時 刻	活 動 (以上児)	(未満児)
4	7(月) 8(火) 8(火)	入園式・保護者会総会 昼寝開始(赤、未満児) 歯磨き開始	7:00	<早朝保育> 「おはようございます」で一日が始まります。早朝保育のお友だちと一緒に遊びます。	
5	15(木) 17(土) 19(月)	歯科検診 保育参観日 内科検診	8:30		
6	2(月)	衣替え	9:00	★登園 「おはようございます」 	
7	1(火) 1(火) 7(月) 26(土)	昼寝開始(青、白組) プール開始 七夕会 (市場まつり参加)	9:30	★自由遊び・クラスの活動 様々なことに意欲を持って挑戦し、いろいろな力を育てます。 	
8	2(土) 29(金) 29(金)	夏まつり プール終了 昼寝終了(青、白組)	11:30	★給食 毎日が「おいしいね(^o^)」を大切にしながら楽しい雰囲気の中でマナーを守りながらおいしく食べることを大切にしています。	★おやつ ★給食 
9	6(日) 27(土)	(敬老会参加) (本郷まつり参加)	13:00	★自由遊び(夏季は午睡) 休息をとり活動開始。 異年齢の友だちとの輪を広げます。	★午睡 
10	1(水) 7(火) 10(金) 11(土) 16(木) 19(日) 20(月) 21(火)	衣替え 運動会総練習 昼寝終了(赤組) 運動会 歯科検診 (下田まつり参加) 内科検診 遠足	15:00	★おやつ	★おやつ
11	27(木)	お遊戯会総練習	15:30	★降園準備・お帰りの会 絵本や紙芝居、先生のお話を聞いて明日への楽しみを持ちます。	
12	6(土) 22(月)	お遊戯会 クリスマス会	16:00	★降園開始 「さようなら またあした」 友だちや先生に挨拶をして帰ります。 	
1		—			
2	3(月) 21(土)	豆まき 保育参観日	16:30	<延長保育> 延長保育のお友だちが集まって、一緒に遊びます。	
3	3(火) 4(水) 12(木) 17(火) 25(水)	ひな祭り会 修了記念写真撮影 遠足 お別れ会 卒園式	18:00		★おやつ 18時以降のお友だちがおやつを食べます。
・誕生会(毎月) ・身体測定(毎月) ・避難訓練(毎月) ・保育園ミニ体験日(年数回) ・交通安全指導(毎月) ・不審者訓練(年4回) ・中学生、高校生実習(年数回)			19:00	★「さようなら またあした」 さようならで降園です。	

行事内容：—— は、参加していただきたい行事です。＊年間行事は変更する場合がありますので、園だより等でご確認ください。

保育理念

心身ともにたくましく、豊かな人間性をもった子どもを育む

保育目標



- ・十分に養護の行き届いた環境のもと、いのちを守り安心して過ごせる保育園
- ・豊かな自然の中や四季折々の行事での体験を通し、子どもらしくのびのびと遊びながら、自ら学び、心身ともに健康な子ども
- ・家庭や地域、同異年齢の人との関わりの中で、親しみや思いやりの心が持てる子ども

0歳児：生理的欲求を満たしこころよく生活する子

1歳児：行動範囲を広げ探索活動を盛んにする子

2歳児：象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する子

3歳児：身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する子

4歳児：信頼感を深め、仲間とともに感情豊かな表現をする子

5歳児：集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる子

*象徴機能＝クルマという文字列を見て車を思い浮かべる等、今そこにあるものを手掛かりとして、そこにはないものを呼び起こす機能

育ってほしい姿

「10の姿」

ア. 健康な心と体

イ. 自立心

ウ. 協同性

エ. 道徳性・模範意識の芽生え

オ. 社会生活との関わり

カ. 思考力の芽生え

キ. 自然との関わり・生命尊重

ク. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

ケ. 言葉による伝え合い

コ. 豊かな感性と表現

・「10の姿」は保育者の適切な関わりによって、特に園生活のなかで見られるようになる子どもの姿を指しています。子どもが安心して自分の思いや力を発揮できる環境を作り、子ども一人ひとりを尊重し、子どもの状況や発達の特性を踏まえて、子ども達に関わり、それぞれの時期にふさわしい保育を行っています。

1. 保育時間について

1. 長時間保育

- ・ 平日 7時00分～19時00分

2. 通常保育

- ・ 平日 8時30分～16時30分
- ・ 土曜 8時30分～16時30分

3. 延長保育

- ・ 保護者が、勤務時間・通勤時間等で通常保育時間内に送迎ができない児童が対象です。
(原則、父母の休日や育児休業中は該当しません)
- ・ やむ得ない理由等で延長を希望される場合や申請時間を過ぎる場合は、申請書の提出が必要になります。

7時00分～ 8時30分 (朝延長)

16時30分～19時00分 (夕延長)

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
延 長	通常保育		延 長	延 長

4. 土曜日保育

- ・ 8時30分～16時30分

2. 土曜日保育について

・ お仕事等により家庭で保育できない方は保育させていただきます。保育を希望される方は、申請書の提出が必要になりますので、必ず前週金曜日までに申し込みをしてください。

・ 持ち物は通常保育と同じです。但し土曜日は給食の提供がありませんので、弁当・お茶を持って登園してください。

3. 送迎について

- 登園時間：9時までに登園しましょう。（延長保育は7時から）

「早寝 早起き 朝ごはん 朝うんち」の生活リズムを整えて、時間に余裕をもって登園させてください。あわてたり不機嫌な気持ちで出かけた時は、トラブルや事故が起きやすいものです。ゆとりをもってやさしい笑顔で送り出してください。

- 降園時間：平日 延長保育 16:30～19:00

通常保育 16:00～16:30

（都合による早いお迎えは構いません。事前に連絡をお願いします。）

*延長保育を希望する場合は、必ず申し込みをお願いいたします。

*家族以外の方が迎えにみえる時は、必ず連絡をしてください。

*送迎時間が過ぎてしまう場合は連絡をしてください。

*車での送迎の際は、必ずチャイルドシート、ジュニアシートを使用してください。

☆休園について・警報発令時の取り扱いを参照

登園後警報が発令した時は、気象状況により判断して迎えに来て頂く場合もあります。

（アプリ、行政防災無線にてお知らせいたします）

4. 持ち物・服装について

1. 持ち物について

★ 通園は、園服、カラー帽子を着用してください。（園服は4～5月、10～3月）

★ 通園かばん、出席ブック、連絡帳、ハンカチ、タオル、お茶（水筒に入れて）は毎日持たせてください。

★ 園で決められた物以外は、持たせないでください。

★ 持ち物、衣類にはすべて名前を明記してください。

★ 運動会等でスポーツウェア（保育園で購入可）を着用する場合があります。

★ コップ、歯ブラシ、歯磨きチューブに名前を書いて持たせてください。

ただし、歯磨きチューブについては未満児は不要です。

金曜日に持ち帰りますので、はぶらしチェックと洗濯をお願いします。

★ 着替えは金曜日に確認していただき、月曜日に持たせてください。

★ ハンカチ、タオルは毎日洗濯をしたものを持たせてください。

★ 上靴は金曜日に持ち帰ります。洗濯して月曜日に忘れないよう持たせてください。

★ 手提げ袋は持ち帰った翌日必ず持たせてください。

★ お昼寝が始まるまでにふとんを持ってきてください。

（2週間に一度（夏は毎週）持ち帰りますので洗濯をしてください）

2. 服装、身なりについて

- ★ 手、足の爪は必ずいつも短くしてください。
- ★ 衣服は出来るだけ一人で着脱しやすいものを着せてください。
- ★ ぼたんやスナップはいつも気をつけて、とれかかっていたら直してください
- ★ カラー帽子のゴムひもなどが伸びたり、切れていたら直してください。
- ★ 子ども達が活発に遊べるよう活動しやすい服装、靴で登園してください。
(好ましくないもの)
 - ・ 長めの上着、フード付き上着
 - ・ ブーツ、長いマフラー、ひも付き手袋
- ★ 髪の毛の長い子はゴムで縛ってください。

5. 家庭と園との連絡方法について

○園だより・給食だより（毎月末発行）・プリント

内容：クラスの様子、行事予定、誕生児紹介、連絡事項、献立、その他

*園からの印刷物はお渡ししたファイルに綴じ、見落としのないようお願いします。

○出席ブック： 出欠席の状況、身体測定や健康診断の結果を連絡します。

○連絡帳： ご家庭と園が互いに連絡しあうために使用します。毎日ご覧になって、サイン又は捺印をお願いします。

○掲示板： 3歳以上児のクラスの様子・毎日の献立

○アプリ, 掲示板： 緊急等の場合に使用します。確認をお願いします。

○電話： 欠席する場合は9時までに連絡してください。その際、病気、忌引き等理由を教えてください。

6. 園児数・保育公開日について

1. 園児数

	計
白組（5歳児）	14
青組（4歳児）	12
赤組（3歳児）	11
桃組（2歳児）	3
黄組（1歳児）	5
藤組（0歳児）	0
合計	45

2. 保育公開日

- ・ 参加していただきたい行事：入園式、七夕会、夏まつり、運動会、お遊戯会、クリスマス会、卒園式(白組)、保育参観日(5月、2月)

7. 入園に際して等お願いについて

1. 登降園に関すること

- ① 毎日楽しく登園するように、励まして送り出してください。
- ② 入園当初は疲れて帰りますので、十分休息をとってください。
- ③ 家庭で出来る限り排便を済ませてから登園させてください。
- ④ 登園前には朝食をとり、はみがき、洗顔をさせてください。
- ⑤ 手、足の爪は必ずいつも短くしてください。
- ⑥ 食物アレルギーがある場合は子どもの命にかかわることもありますので、必ずその状況を教えてください。医師の指示のもとに、給食のメニューを相談させていただきます。
- ⑦ お子さんについて特に相談することがありましたら早めにお知らせください。
- ⑧ 青、白組は虫歯予防のため希望者にはフッ化物洗口を週一回行います。
- ⑨ 車での送迎の際は、必ずチャイルドシート、ジュニアシートを使用してください。
- ⑩ 休日で、緊急の連絡がありましたら東栄町役場の宿日直(0536-76-0501)へ連絡ください。対応ができる職員等から折り返し連絡いたします。
- ⑪ 保護者は、必ず道路の車を通る側を幼児の手を引いて歩いて下さい。
- ⑫ 飛び出し、道路上での遊び、道路の横断には特に注意してください。
- ⑬ 園では交通安全指導の日を決めて交通の決まりを教えています。家庭でもご指導をお願いします。

2. 保護者の連絡先について

- ① 保護者の連絡先は緊急連絡先に明記してある順に連絡させていただきます。
- ② 出張、研修等で連絡出来ない場合はご連絡ください。
- ③ 勤務先、電話番号等変更がありましたら速やかに報告してください。

3. その他

- ① お子様の健康面、成長、発達について等、気になることがありましたらご相談ください。相談内容に応じて、関係各所とも相談、検討し、対応していきます。
- ② 保護者の皆様からのご意見や要望をお伺いするのは保育をしていく上で大切なことです。お気づきの点がありましたらいつでも結構ですのでお知らせください。
- ③ プライバシー保護について、町の広報誌や新聞等で写真や名前が公開されることもあります。事情により公開を望まれない方は、申し出てください。

8. 健康について

○体調がおかしい、何かいつもと違うと思われる時は園に連絡いただき、無理に登園することなく早目に休ませてあげて下さい。

登園する際は、ご家庭での健康上変わったことがあれば必ずお知らせください。

〔 発熱、嘔吐、下痢、お腹が痛い。いつも通り食べられない。機嫌が悪い。〕
〔 元気がなく顔色が悪い・・・など 〕

病院にかかれた場合は、病院名、病名、症状もお知らせください。

○欠席する場合は、出来るだけ9時までに園に連絡してください。

欠席の理由も教えてください。(病気、症状など)

○病気の種類によっては他の子どもさんにうつることがあります。

感染症と診断された場合は、お休みしていただきます。症状が治まったとしても感染することはありますので、受診した医師の登園許可が出るまでは登園は控えてください。

*別紙「乳幼児期にかかりやすい感染症」を参考にしてください。

○保育園での投薬について、必要な場合は申し出てください。

預かる場合でも市販薬ではなく医師の診断、処方に基づく薬であり「投薬依頼書」及び「薬剤情報提供所又はお薬手帳」のコピーが必要です。

*詳しくは園における投薬についてをお読みください。

○保育中に体調が悪くなった時には、緊急連絡先の順に連絡をさせていただきます。

- ・熱が37.5℃以上になった時。
- ・熱はそこまで高くはなくても全身状態が思わしくない時。
- ・頭を打つなど大きな怪我をし病院受診をした方が良くと思われる時 等

○保護者の方が直ぐに対応出来ない場合には、園で園長、担任と相談しながら看護師が付き添い安心かつ安全に出来る限りの対応させていただきます。

○保育園に看護師が勤務していますので、子供さん、ご家族の方の健康面で心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。



園における投薬について

保育園は健康な乳幼児の集団生活の場であることや、誤飲事故防止などの安全を考慮し、原則として職員による園児に対する投薬を行わないこととしておりますが、医師の指示などで、やむを得ず保育時間中の投薬が必要となる場合に限り、下記により投薬の取り扱いを行うこととします。

1. 本来は保護者の方が登園して投薬していただきますが、保護者が登園できない時には、保護者と園で話し合いのうえ、保護者に代わって看護師又は保育士が投薬します。

- ・ 事前に医師と相談し、保育園での投薬がどうしても必要と指示があった場合に限り、依頼するようにしてください。

- ・ 主治医の診察を受けるときは、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。(1日2回のお薬などもございます。主治医にご相談ください)

2. 市販薬や自家製の薬は投薬できません。

薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤した物に限ります。

3. 座薬の使用は原則として行いません。

やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、その都度保護者に連絡します。なお、初めて使用する座薬については対応できません。

4. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者に連絡します。

5. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針により、子どもの主治医または嘱託医の指示に従います。

6. 持参する薬について

- ・ 使用する薬は、1回ずつに分けて、当日分のみをご用意ください。

- ・ 袋や容器にお子さんの名前と用法（食前・食間・食後等）を記載してください。

- ・ 薬は、粉末は分包されたまま、水薬は一回分を取り分けてお持ちください。

（ジュースやミルクに溶かさないでお持ちください。）

- ・ 以前に処方されて残っていた薬や、兄弟姉妹の薬などは投薬できません。

投 薬 依 頼 書

令和 年 月 日

医師との相談の結果、やむを得ず保育期間中における投薬が必要になりました。
つきましては、保護者の責任において投薬を下記の通り行って頂きたいと依頼します。
なお、本件について保育園には一切の責任を問いません。

児童氏名： 組

保護者名：

連絡先：

医療機関名 (主治医)	電話：
受診日	令和 年 月 日
病名 (症状)	
保管方法	常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他 ()
薬の内容	内服薬 ・ 外用薬 ・ その他 ()
使用日時	月 日 ～ 月 日 食前 ・ 食間 ・ 食後
及び回数	回数 (回) その他具体的に ()
服用方法	例) 水に溶いてスプーンで飲ませる。そのまま口に入れる。など
注意事項	・ 薬は病院で処方された物に限ります。 ・ 薬は1回分を薬袋又は、医師の指示ラベルのついた容器に入れた物をお持ちください。 ・ 薬袋や容器には必ずお子さんの名前と服用する日付を記入してください。 ・ 「薬剤情報提供書又はおくすり手帳」のコピーを必ずつけてください。

園記録 (予約記録)

使用日	日	日	日	日	日	日	日
与薬者							
確認者							
使用日	日	日	日	日	日	日	園長印
与薬者							与薬前
確認者							終了後



乳幼児期にかかりやすい感染症

(厚生労働省ガイドライン参考)

病 名	潜伏期間	感染しやすい期間	主な症状	登園のめやす
麻疹 (はしか)	8～12日	発症1日前～発疹出現後4日後	発症初期は高熱・咳・鼻水・結膜充血・目やに。その後さらに高熱・発疹が口の中から顔や頸部広がる	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	1～4日	発症後約3日は感染力が強い	突然の高熱・倦怠感・食欲不振・関節及び筋肉痛等全身症状や、咽頭痛・鼻汁・咳等気道症状を伴う	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること (乳幼児は3日経過)
風 疹 (三日はしか)	16～18日	発疹出現7日前～後7日	発疹が顔や頸部に出現し、全身へ拡大する。発熱・リンパ節の腫れ・悪寒・倦怠感等伴うこともある	発疹が消失していること
水 痘 (水ぼうそう)	14～16日	水疱出現1日前～痂皮形成まで	発疹・(紅斑)→水疱→膿疱→かさぶた)・軽熱	全ての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下炎症 (おたふくかぜ)	16～18日	発症3日前～耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹・発熱	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた後5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	発熱、充血等の症状が出現した数日間	高熱・扁桃腺炎・結膜炎	主な症状が消退した後2日経過していること
流行性角膜炎結膜炎	2～14日	充血、目やに等の症状が出現した数日間	眼球充血・目やに。また目に膜が張ることもある	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	7～10日	抗菌薬を服用しない場合は咳出現後3週間	最初風邪のような咳、その後発作性の咳込を反復	特有の咳が消えること。または5日間の抗菌剤による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157等)	3～4日	— (明確に提示できない)	下痢・腹痛・血便・発熱	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	2～3日	— (明確に提示できない)	強い目の痛み・眼球充血・白目部分の出血・目やに	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内	— (明確に提示できない)	軽症：発熱・頭痛・嘔吐 劇症：紫斑・難聴・麻痺・てんかん	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	2～5日	抗菌薬治療を開始する前と開始後1日	扁桃炎 (発熱のどの痛み、腫れ)・中耳炎・肺炎・化膿性関節炎・脊髄炎・髄膜炎	治療後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	2～3週間	抗菌薬治療を開始する前と開始後数日	咳・発熱・頭痛	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	3～6日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱・手足口に痛みを伴う水疱	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日	発疹出現前の1週間	発熱・倦怠感・頭痛・筋肉痛その後両側頬に紅斑。四肢に広がることもある	全身状態が良いこと
流行性嘔吐下痢症 (ロタ・ノロ・アデノウイルス)	1～3日	症状のある間と、症状消失後1週間	嘔吐・下痢・脱水症状	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	3～6日	急性期の数日間	高熱・咽頭痛・咽頭に水疱	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	4～6日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

感染症にかかった場合 表の内容を参考 していただくと共に、医師の指示に従ってください。

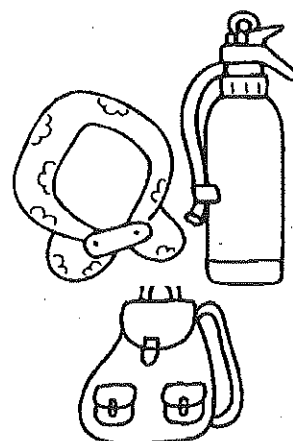
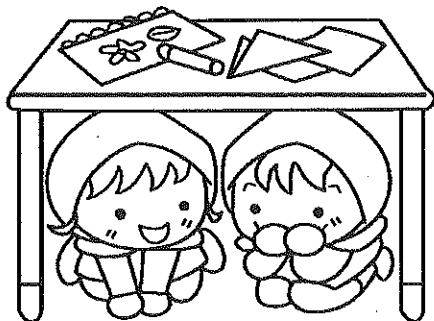
9. 警報発令時の取り扱い

1. 暴風警報・大雨警報発令時

- ① 園児の登園以前に「暴風警報・大雨警報」が発令されている場合は、自宅待機とし保育園からの連絡を待ってください。保育園のアプリ又はとうえいチャンネルで対応をお知らせします。
 - ・午前10時までに警報が解除されない場合は、休園。
 - ・午前10時前に警報が解除された場合は、園の指示により登園。
- ② 園児の登園後に、上記の警報が発令された場合は、気象状況や風水害の状況により判断して、降園を決定した場合はアプリでお知らせしますので、できるだけ早く迎えに来てください。
- ③ 警報等が、発令されていない場合であっても局地的な気象状況などにより、園児の安全が脅かされる恐れのある時は、上記①及び②に準じた措置をとることがあります。

2. 地震警戒宣言発令時

- ① 園児の登園前に警戒宣言が発令された場合は、自宅待機してください。保育園のアプリ及びとうえいチャンネルでお知らせします。午前10時までに警戒宣言が解除されない場合は、その日は休園とします。
- ② 園児の在園中に警戒宣言が発令された場合は、速やかに降園させるものとします。アプリでお知らせしますので出来るだけ早く迎えに来て下さい。



ご意見・ご要望はいつでも受け付けております。

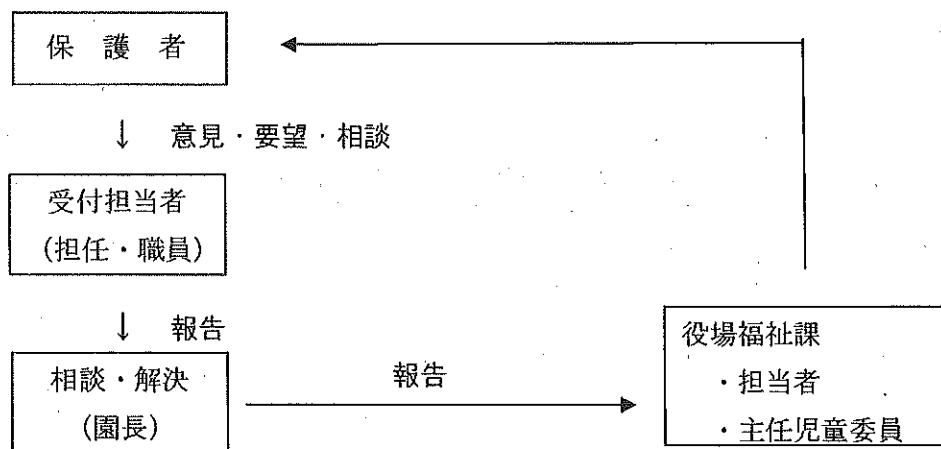
○保育園に対してのご意見・ご要望をいただく機会について

園では、日頃から、保育園の事で気づいた事などを遠慮なくお伝えいただきたいと思っております。しかし、中には、「子どもを預ってもらっている立場では、保育園に直接言い辛い」と考えている方もいらっしゃるのではないかと思います。

保育に関するお悩みやご意見・ご要望は、電話や連絡帳、送迎時に保育士と直接お話しされるなどの方法で、その旨をお伝え下さいますようお願い申し上げます。

お気づきのこと、不愉快なこと、改善して欲しいことなどがございましたら、何なりとお申し付け下さい。私どもは可能な限り、保護者の皆様のご要望にお応えできるよう、最大の努力を払っていく所存です。なお従来どおり職員全員がご意見を賜りますが、この度、受付担当者と責任者をそれぞれ設けましたので、下記のとおりお知らせします。

ご意見・ご要望を解決するための仕組みについて



※内容の確認、報告を受けた内容を保護者に伝えます
※必要に応じて話し合いに立ち会います。

保護者各位

「苦情申し出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定に基づきとうえい保育園では、利用者からの苦情に対し適切に対応する体制を整えています。

保育園における苦情責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めています。

記

1. 苦情責任者 : 福祉課課長 伊藤輝美
2. 苦情受付担当者 : 保育園園長 夏目明剛
3. 第三者委員 : 金澤みゆき・原田昌代

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受付ます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることができます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情責任者と第三者委員に報告いたします。第三者委員は、内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決に帰任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア) 第三者委員による苦情内容の確認
- イ) 第三者委員の解決案の調整、助言
- ウ) 話し合い結果や改善事項の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業で解決できない苦情は、愛知県社会福祉協議会に設置された運営委員会（052-212-5515）に申し出ることができます。